

世田谷区罹災証明書・被災証明書の申請手続き (浸水編) Ver1.0

1. 罹災証明書等

地震や台風・大雨によりお住まいが壊れる、浸水したなどの被害にあわれた方が、税金や保険料等の減免・猶予、損害保険の申請、壊れた住宅の補修、新しく建て直すときにかかる資金の貸し付け等の融資を受けようとする際等に、被害の事実を証明する書類の提出を求められます。

区では被害にあわれた方に被害内容を記載した「罹災証明書」または「被災証明書」を発行いたします。お早めに下記の発行窓口にご申請ください。まちづくりセンターの職員が被害現場の確認に伺う場合がございますので、ご協力をお願いします。

なお、被害の程度が軽微な場合には、被害認定調査を省略し、被災者ご自身で被害の程度を判断する自己判定方式(写真による判定)により罹災証明書を交付します。

(1) 罹災証明書

災害による「住家」の被害程度を証明するものです。住家とは、人が住んでいる建物です。(登録の種別でなく、居住の実態が必要となります。)

(2) 被災証明書

門柱、門扉、車庫などの外構、自動車や家財道具などの動産等について、被害状況を届け出たことを証明するものです。

※ 「罹災証明書」の発行を希望される以前に建物の改修をされる方は、被害状況やその被害が台風等の現象によるものとわかる写真の提出等をお願いいたします。災害とその被害の因果関係が第三者から判断できない場合は、「罹災証明書」の発行ができず、「被災証明書」の発行となりますのでご注意ください。

2. 罹災証明書・被災証明書の申請方法

(1) 発行窓口

住所地を管轄するまちづくりセンターが窓口です。下記の「まちづくりセンター一覧」をご参照ください。

- ・ 震災などにより世田谷区内で大規模な災害が発生した時の「罹災証明書」の発行窓口は、上記とは異なる場所に設置する予定です。大規模災害で被害を受けた際は、「大規模災害で住まいが被害を受けた時に最初にする事」をご覧ください

(2) 申請方法

発行窓口へ、以下の必要書類を用意の上、ご申請ください。

(3) 必要書類

- ・ 罹災証明申請書、または、被災証明申請書
※申請書類は発行窓口であるまちづくりセンターにもあります。
- ・ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
- ・ 被害状況が分かる書類(写真等)
※写真は印刷してご持参ください。
※自己判定方式(写真による判定)による罹災証明書を発行希望の方は、提出が必須です。写真の撮影方法は「3. 被害状況を写真で記録する」をご確認ください。

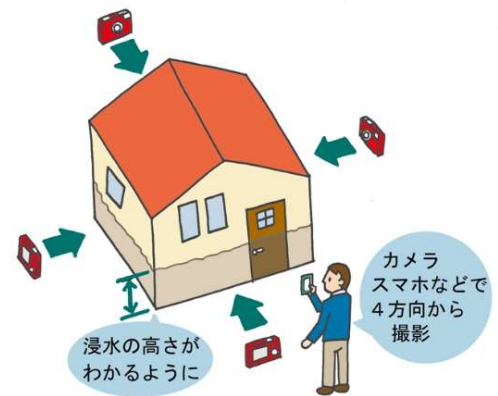
3. 被害状況を写真で記録する

調査・判定にあたっては、被害箇所の写真撮影が重要です。

災害が収束し、身の安全が確保される状況になりましたら、家の被害状況を写真に撮っておきましょう。

(1) 家の外の写真の撮り方のポイント

- ・ カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮る
- ・ 浸水した場合は、浸水の深さも分かるようにメジャー等をあてて撮る



【出典】内閣府リーフレット：

「住まいが被害を受けたとき最初にすること」より抜粋

(2) 家の中の写真の撮り方のポイント

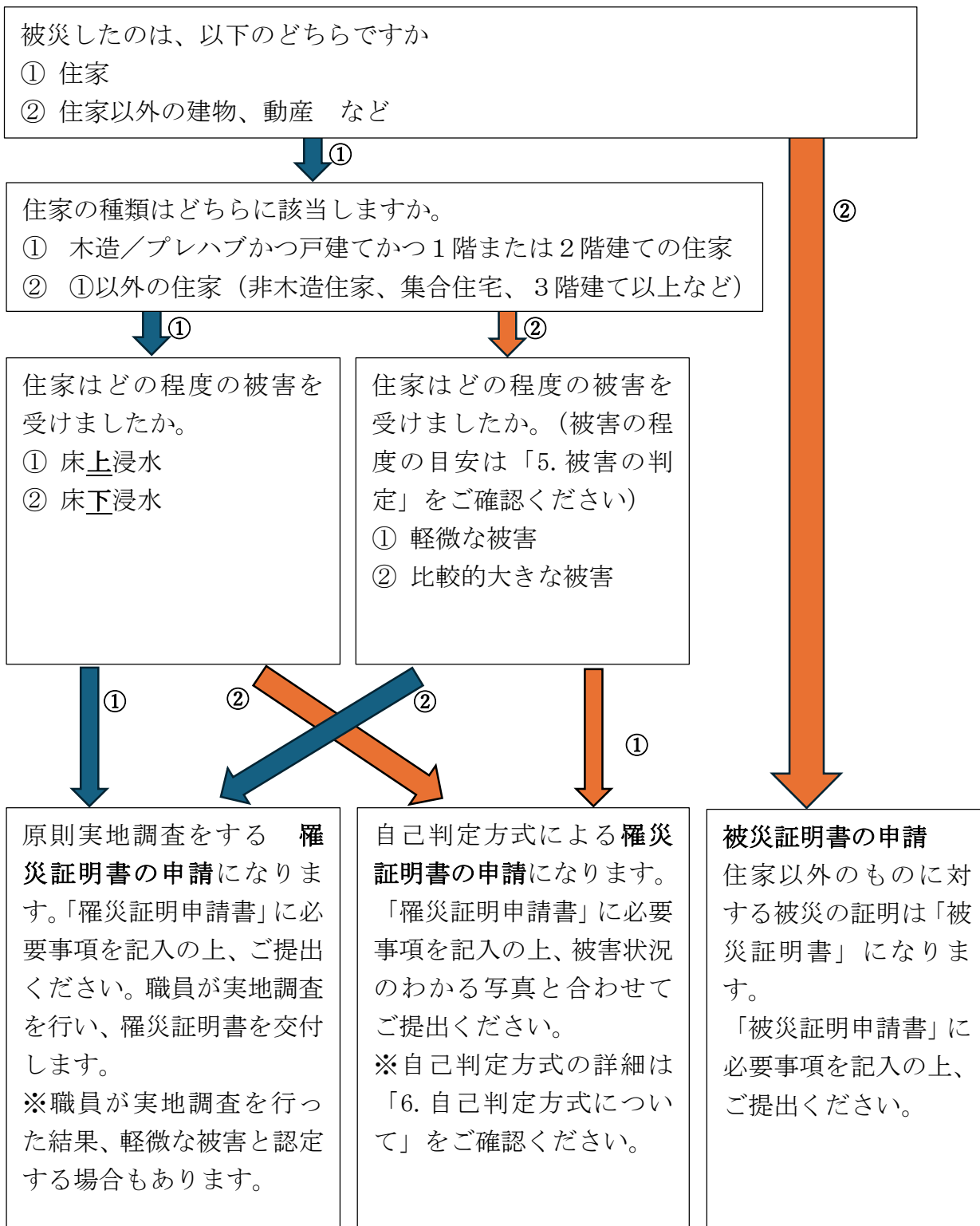
- ・ 被災した部屋ごとの全景を撮る
(部屋のすべてが確認できるように、複数枚写真を撮る)
- ・ 被害箇所の「寄り」にて撮る
- ・ システムキッチンや洗面台などの住宅設備、家電などの被害状況も撮る
- ・ 自動車、物置、農機具などの被害状況も撮る



【出典】内閣府リーフレット：

「住まいが被害を受けたとき最初にすること」より抜粋

4. 申請する証明書等の種類



5. 被害の判定

非木造住家、集合住宅、3階建て以上の木造/プレハブ住家の被害について、以下の「① 軽微な被害に該当する場合」は、「軽微な被害」となります。「6. 自己判定方式について」をご確認いただき、ご対応ください。

以下の「② 比較的大きな被害の場合」は、軽微な被害か判定が難しい、または、軽微な被害とは言えない場合になります。区の職員が訪問の上、被害の程度を判定させていただきます。調査の結果、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する場合がありますので、ご了承ください。また、職員の訪問までにお時間がかかる場合がありますので、片付け、清掃の実施前に被害の状況が分かるように詳細に写真や動画を撮っておいていただくよう、お願いします。

① 軽微な被害に該当する場合

- ・ 床下浸水
- ・ 床上浸水で、以下の写真のような、1階の床・内壁の水による濡れ・汚損



提供：長野県大町市（平成26年神城断層地震の際に市職員が撮影）



「内閣府資料より」 浸水による床の汚損

② 比較的大きな被害の場合

- ・ 水流やがれき等の衝突により外壁や建具が破壊されている
- ・ 地盤被害や土砂等の堆積や流出がある
- ・ 傾斜が発生した
- ・ 建物の2階部分にまで被害が及んだ
- ・ 建物にヒビや割れが発生した



「内閣府資料より」 仕上げ材の脱落、ボードの脱落



「内閣府資料より」 地盤の流出



「内閣府資料より」 傾斜が発生



公益財団法人日本住宅・木材技術センター

「平成7年阪神・淡路大震災木造住宅等震災調査報告書」建物にひび割れが発生

6. 自己判定方式について

世田谷区では、申請者が、被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当すると合意された物件については、自己判定方式により罹災証明書を交付します。

軽微な準半壊に至らない（一部損壊）被害とは、住家の損害割合が10%未満の場合が該当します。

「5. 被害の判定」を確認いただき、区の職員の実地調査が必要と思われる場合は、自己判定方式を選択しないでください。ただし、区の職員が訪問した結果、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する場合があります。

7. 被害の程度について

罹災証明書における住家の被害の程度と、住家の被害認定基準等は以下の通りです。罹災証明書の住家の被害の欄に記載される内容はこちらの程度を参考に判定しております。

被害の程度	認定基準
住家全壊	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
住家半壊	損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
大規模半壊	損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの
中規模半壊	損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの
半壊	損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの
準半壊	損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの
準半壊に至らない (一部損壊)	被害はあるが、準半壊の認定基準には至らない被害のもの

8. 罹災証明書については世田谷区ホームページにも情報を掲載しています。あわせて参考にしてください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02049/616.html#p1>



以上